

7. 関係者の意見等

7.1 関係地方公共団体からなる検討の場

7.1.1 実施状況

鳴瀬川総合開発事業及び筒砂子ダム建設事業の検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成 25 年 5 月 9 日までに検討の場を 4 回開催した。

第 1 回検討の場において確認された検討の場の規約を p. 7-12～15 に示す。

また、これまでの検討の場の開催状況は p. 1-9 の表 1-2 検討の場の実施経緯を参照。

検討主体が示した内容に対する構成員の見解

○平成 22 年 11 月 19 日に開催した検討の場（第 1 回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

[大崎市] 伊藤市長

- ・鳴瀬川は治水と利水の期待の強いところであり、この後の方向がどうなるのかと固唾をのんで見守っている。早く進めてもらいたいという期待と同時に、また検証かと、一体どうなっているのだと言うことへの不満、不信、怒りということが非常に高まっている。
- ・国と県が合同で実施されたことは、非常に適切な判断だと思っている。
- ・これまで、治水利水対策において、国・県の政策に何度も翻弄され続けてきた。両ダムが平成 19 年に河川整備計画に位置付けられ、後は進むだけだと期待していた。
- ・この地域は、全国でも珍しい国営かんがい事業 4 地区が集積した一大穀倉地帯であり、国営かんがい施設は既に完成している。今年（平成 23 年）から利水者に支払い義務が生じているが、必要な水源が確保できておらず、「水は来ない。しかし金は払うのか」ということで、まさに農民一揆が起きようとしている状況である。
- ・鳴瀬川は、特異な整備歴史があつて、整備計画の背景があつて、最も検証を急がなければならない。検証後は、一気に作業を進めていただけると期待している。
- ・中止といわれた八ツ場ダムは来年の秋までに検証を終えるということであるが、熟度が高い鳴瀬川のダムに対する検証には、それほどの期間は不要と思っている。いつまで検証がかかるのか明確なスケジュールをお聞かせ願いたい。

[加美町] 佐藤町長

- ・ これまで培ってきた歴史的経緯、何十回にもわたる協議を経て、ダム建設が必要であるとの方向で来た。
- ・ 下流にダム等を造っても意味がない。下流域の人たちとの情熱、熱意に共鳴をして加美町にダムを造るという合意がなされてきた経緯があり、そのことを重く感じて進める必要がある。
- ・ 見直し検証の指示の問題に、これまで積み重ねてきた鳴瀬川流域の人たちの想いをもう一度再認識をする機会になるだろうと思いこの会に臨んでいる。
- ・ パブリックコメントも当然必要であるが、地権者の想いを抜きにして検討を進めることはできないと思っている。

[涌谷町] 大橋町長

- ・ 江合川の上流には鳴子ダムが完成し、水田を潤し観光にも活用され、生命財産を守ることで、住民は非常に喜んでいる。
- ・ 水田あるいは住宅等々をダムによって守り続けられてきた。堤防は地盤沈下が心配であり、河道掘削は掘っても必ず元に戻るのではないかとと思っている。
- ・ 洪水など過去の経験者として、大崎耕土を守り抜く使命感を持って、頑張ってきた。悠久の課題としてダムあるいは鳴瀬の改修が一日も早く完成することを国、県にはお願いしたい。

[色麻町] 伊藤町長

- ・ 大崎全体、流域全体として考えて行く中で、早く対策を講じていただきたいと言うのが率直な要望です。

[松島町] 大橋町長

- ・ 検証は、技術的、理論的にやっていくのか不明なところも多いが、これまでの方向で作業を進めて頂き、早く完成形に近づけて頂きたい。
- ・ 理論付けについては、これまでの実績とか研究の結果の蓄積等をできるだけ早く整理し、これまでの流れを切らない様にして欲しい。

[石巻市] 亀山市長（北村副市長が代理出席）

- ・ これまでの歴史や関連する事業の進捗等々を総合的に勘案した上で、一刻も早く結論を出して、治水、利水が総合的に進むようお願いしたい。
- ・ 具体的には、次のステップで話をしていきたい。

[東松島市] 阿部市長（大沼副市長が代理出席）

- ・ 鳴瀬川の最下流の町である本市も、他の市長、町長と同様に重大な問題だと捉えている。
- ・ 昭和61年の洪水では上流の鹿島台において破堤があり、住民は洪水への心配を持っている。一言言わせて頂ければ、ダムを造って欲しい。

- ・ 検討の場ということであるので、果たしてダムに代わり得る対策はあるのか、ダムが無くとも確保できる方法があればそれに越したことはないが、ダムに勝る方法があるのか不安や疑念もある。必ずやダムでなければとの思いはないわけではないので、十分に、早急に検討していただき、良い方向に持って行けるよう期待する。

[美里町] 佐々木町長（木村副町長が代理出席）

- ・ 本地域は、辛く厳しい水との関わりの歴史の中で、これまでいろんな整備計画を立てられて来たかと理解している。
- ・ 現在までに小規模な改修は行われてきたが、究極の治水、利水を考える場合、ダム一つを議論してきたわけではなく、大崎耕土全体での計画として議論をしながら計画を積み上げてきた。これまで造り上げてきた計画を大事にして、今後の検討の場を進めて行かなければと思う。

○平成 23 年 2 月 9 日に開催した検討の場（第 2 回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

a) 検証対象ダムの概要・点検について

[大崎市] 伊藤市長

- ・ 農林水産省の新年度メニューの中に田んぼに冬期湛水する環境保全型事業がある。東北農政局の利水回答の必要量には、このような新規メニューまで含めるべきではないか。

[石巻市] 亀山市長

- ・ 事業等の点検には、将来的な地球温暖化の要因による集中豪雨やゲリラ豪雨、山林の保水能力の低下等も考えるべきではないか。
- ・ これからの見通しを考えると、難しいかもしれないが、ある程度安全率への反映も必要があるのではないかと感じている。

[松島町] 大橋町長

- ・ 安全率を高めに見過ぎると、設備関係が過大になることが懸念されるため、注意が必要である。

b) 複数の治水対策案の立案について

[大崎市] 伊藤市長

- ・ 事務局には悪いが、説明をあきれて聞いていた。代替案の設定においては、鳴瀬川の特徴を見失わないで欲しい。長い歴史的な背景があつて犠牲と議論の重ねによって、上流にダムを造って危険をカットするという河川整備計画

を作ってきた。

- ・当地域は、治水と利水が表裏一体の問題であり、切り離しては議論できないとの認識を持っている。
- ・既に策定済の河川整備計画と同程度の目標を対象に、時間を掛けて方策の検討をしていることに疑問を感じる。目標を上回る案を検討するのであればやり甲斐や使命感が沸く。
- ・代替案のメニューを見ると、現在のダム事業廃止ありきと受け取られるのではないか。また、ダム事業廃止となると地域の水との戦いの歴史への冒涇になるのではないかと感じる。
- ・鳴瀬川の特徴は、江合川等を含む水系全体的なネットワークの中で、鳴瀬川だけを守り安全度を確保すれば良いという思想ではいけないと思う。これまでの歴史というものを無視しているのではないかと不安を感じる。
- ・「地域の理解を得られるか」という評価項目を入れないと机上論になってしまうのではないかと考えている。
- ・部分的に低い堤防を残すという案があるが、この流域で安全上大事ではない地域があるのかという疑問を持って聞いていた。どこかが犠牲になるという考え方は歴史的背景から許されず、全体の安全度を高めていくということが前提になくってはならない。
- ・方策については、具体的に議論していくうえで完成年次と全体事業費を出して頂けなければ比較検討できないと考えている。
- ・ダムを整備せずに河道掘削だけで、洪水に対応できるのか。下流域の方々が不安に思うのではないか。そのような案の場合は治水ネットワークそのものの見直しも考える必要が有るのではないかとと思われる。
- ・ダムの有効利用は現実的な判断であると考えている。ただし二ツ石ダムは農業用水専用ダムであり、ダムが出来た経緯から治水対策にカウントするという案は非現実的ではないかと思われる。
- ・現実性や可能性があるということで幾つかの案に絞っているが、かなり現実性がない案も無理に並べている印象を受ける。

[美里町] 佐々木町長

- ・基本的には、治水および利水の安定的な事業推進には、ダム整備を進めるに優るものはないと思われる。この地域はこれまで洪水・利水ともに大変な状況にあった地域である。
- ・平成19年によく河川整備計画が策定され、いよいよ前に進むと住民は期待していたが、また計画が滞ることについて非常に不信感を持っている。
- ・整備計画を担保しグレードを上げた目標の検討が望まれるのではないか。現在考えられている目標では、非常に後ろ向きな印象を受ける。

c) 複数の利水対策案の立案について

[大崎市] 伊藤市長

- ・ 鳴瀬川流域は豊穡な流域であるが、慢性的な水不足であることが大きな課題であり、利水の面で絶対量が不足していることが特徴である。
- ・ 国営かんがい排水事業の中で農業専用ダムを築造せざるを得ないという背景から二ツ石ダムが築造されている。現在は、国営かんがい排水事業の整備が完了し、負担金の支払いに入っているにも関わらず水が来ない状況であり、整備施設も老朽化が進むことになるので、早く使えるようにすべきである。
- ・ 水が不足していることから、本流域では反復揚水機を8箇所整備している。反復水は水質面での課題があり、同じお金を支払っているのに地域内で不公平感も出ている。
- ・ 利水についてダムの有効活用組み合わせが有効と考えており、「約束した水量をよこしてくれ」という思いが農家の感情である。方策については、必要となる水量を確保できるのであれば、拘るものではないが、ぜひ早期に水量を確保できる案を作って頂きたい。

[加美町] 佐藤町長

- ・ 加美町は最上流の町である。ダムは川上だけの話でも、ましてや豊穡な土地を持っている方々だけの話でもない。ダム計画は歴史的文化が詰まったものであるという認識である。
- ・ 2つのダムの地権者会も設立し、町としても地権者会を支援するとともに国・県の仲介をしてきた。現政権の目玉としてダム検証が打ち出されたが、今日もその方針に変わりがないのか、どういう方向に進むのか判らなくなっているのではないかと思われる。
- ・ 様々な方策を比較検討しているのであろうが、これまで関わってきた方々に分かり易く説明できる様な方向を見いだして欲しい。

[東松島市] 阿部市長（大沼副市長が代理出席）

- ・ 東松島市は最下流の町であり大雨が降る度洪水の危険、不安に駆られてきた。鳴瀬川中流部緊急対策特定区間事業等で配慮頂いているところであるが、方策には現実離れしている案もあり、意外性を感じている。今後十分に組み込んでいく中で、より良い方策を提示して欲しい。
- ・ 現実的かつ地域住民の理解を得られる方策でなければならないと感じている。

[涌谷町] 大橋町長（安部副町長が代理出席）

- ・ 治水・利水は生命に関わる事柄であり、政権交代等によって方向性が変わるべきものではないという思いである。
- ・ 涌谷町の治水対策上、新江合川の存在が大きな意味を持っている。鳴瀬川の

総合開発を検討する中で、新江合川をどのような姿で利活用するのかについて検討するとともに、ぜひ計画に取り込んで欲しいと考えている。

○平成 23 年 7 月 26 日に開催した検討の場（第 3 回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

a) 複数の治水対策案の立案について

[大崎市] 伊藤市長

- ・ 東日本大震災を受け、東北地方のダム検証の必要はないのではないか、ある意味震災が検証してくれたのではないかと思っている。公共事業については、今までその必要性を訴えながらもなかなか理解を得られなかった。今回の震災を受け、その必要性は評価されている。そのような中、鳴瀬川の河口は地盤沈下等で安全度が低下しており、検証よりも整備計画どおりに急いで整備をする必要があるのではないか。また、検証する以上は整備計画よりもっと安全度を高める計画にしないのか。
- ・ 国の震災復興基本方針も間もなくまとまるが、減災という形で「災害に強い地域づくり」が盛り込まれるとの報道がある。災害に強い地域づくりの中での検証作業、治水対策であるのなら、現在の整備計画を上回る河道配分流量は治水安全度を高める視点からすると対象から外すべきである。三本木基準点の河道配分流量 $2,800\text{m}^3/\text{s}$ をクリアしているのが、現計画とケース 3, 8, 16 であるので、この中から現実可能な案を選んでいくことになるのではないかとと思われる。
- ・ 今回の震災で鳴瀬川の堤防が 160 箇所以上被災した。そのほとんどが三本木基準点下流であること、地盤が沈下している状況からすると、現計画であっても下流では安全が脅かされており、本来なら河道配分流量を下げる計画が必要であり、最低でも現在の河道配分流量を維持するべきと思われる。そのためには、既存のダムの活用や新設のダムを一切考えない方法は現実的ではないと思われる。

[美里町] 佐々木町長

- ・ 概略評価で抽出しない理由のほとんどが相当程度高価になるため選定しないとあるが、選定した 8 ケースは、現計画の概算コストと殆ど差異はないと考えても良いか。

[加美町] 佐藤町長

- ・ この検証は、2 年前の政権交代によって始まった。今回の震災においても、なかなか思うような復旧に向かっていないという現状を踏まえ、現在の政権

の中でも、このダムの検証を初めとする改革姿勢に変わりがないのか疑問になってきている。

[大崎市] 伊藤市長

- ・ 近々国土交通大臣が来県する予定であると聞いた。災害に強い復興を進めていく中で、総合的な洪水防御としてダム事業や河川改修事業が必要であると県の復興計画に盛り込んで頂いた。この検討会議などで発言された内容を、機会を捉えて国土交通大臣に伝えて欲しい。

[東松島市] 阿部市長（大沼副市長が代理出席）

- ・ 今回の震災とこの検討の場は別であるとの考えもあるが、今回の震災で大きな被害を受けた最下流の沿岸部の町としては、やはりこの震災を活かした検討をこの検討の場で行ってほしい。

[大崎市] 伊藤市長

- ・ 数値の確認であるが、整備計画は三本木基準点の河道配分流量 $3,400\text{m}^3/\text{s}$ を $2,800\text{m}^3/\text{s}$ に下げる案ではないのか。 $2,800\text{m}^3/\text{s}$ を超える案は想定している安全度が低くなることであり、震災により堤防が傷んでいること、地盤沈下していることからすると下流に負担をかけない治水対策を考えるべきであり、上流である程度カットすることが必要になる。

b) 複数の利水対策案の立案について

[大崎市] 伊藤市長

- ・ 利水参画予定の意向確認の回答にあるように、代替案の検討の可否が否となっている。地元では、検証ダムを水源とした国営鳴瀬川土地改良事業が既に完了し、負担金の支払いも始まっていることから、約束どおり早く水をくるとの怒りに近い思いである。
- ・ 今回の震災で沿岸地域では塩害で作付け不能になり、作付調整でこの大崎耕土や鳴瀬川流域ではさらに作付面積が増えることが予想され、土壌改良も含め利水のニーズが高まってくると思われる。宮城県知事や東北農政局の意向確認の回答は、早く水を確保して欲しいとの利水者の気持ちや思いを代弁している。
- ・ 今後、国策として再生可能なエネルギーを振興していこうとしている。ダムによる水力発電も自然エネルギーの供給になるということからすると、利水計画でも小さいものを沢山造って全体の水量を確保する案より、多目的な機能を持ったダムを設置することが、この検証が始まった当時以上に必要性が高まっていると思われる。
- ・ どのダムにどのような機能を持たせるかは、専門家に任せるが、治水にしても利水にしても国のダム、県のダムとあまり色を付けずに、一緒に良い役

割や機能を検討するべきではないかと思われる。

c) パブリックコメント等について

- ・意見なし

d) その他全体

[石巻市] 亀山市長（北村副市長が代理出席）

- ・今回の大震災で地盤沈下が生じ、当然のことながら海からの対策、あるいは河口部の対策が喫緊の課題である。そういった面では、この水系の治水対策というのは喫緊の課題であるのに、工期は 25 年、30 年となっている。被災した自治体としては、スピード感を持って早く整備することが必要だろうと思われる。速やかに合理的な結論を得て整備が進むようお願いする。

[美里町] 佐々木町長

- ・今のエネルギー政策を考えると、検討の場を設けた時と現状は全く変わって来ていると思われる。原子力依存なのか再生可能エネルギーなのか国民の価値観が問われている問題、課題ではないかと思っている。脱ダムというようなことが言われていたが、そのような考え方からダムなどを活用した自然エネルギー政策に転じるべきと思われ、そういう意味ではもっと違った形で、検討の場も整理されていかなければならないと感じている。今後の検討でもそういった点も加味して進めるべきと思われる。

[松島町] 大橋町長（中西建設課長が代理出席）

- ・利水について、末端ということで水が不足するのが現状であり、出来るだけ早くこの検証をまとめ上げ、早く安定した水を供給していただきたい。

[加美町] 佐藤町長

- ・この流域の治水、利水の必要性に鑑み、地元の地権者の皆さんは協力の姿勢をずっと持ってきている。本日の議論がもう少し進むのかと期待していたが、まだこの議論が続くようであることから、今後の方向性等について、地権者の皆さんに対し、しっかりとした説明をお願いしたい。

[大崎市] 伊藤市長

- ・3月11日以前、あるいはこの検証を始めた以前と現状では、鳴瀬川の流域、鳴瀬川の機能、役割について整備の必要性への期待が高まっている。現在の整備計画を更にステップアップ、機能アップが出来るような方針を出していただきたい。その中で、機能や効果、公共的な役割、恒久的な役割からすると費用の面も含めて、全て計画していたダムをそのままというよりは、既存のダムとの役割分担や機能分担、新たな付加機能も含めて、あり方というものを出していただきたい。

- ・ダム建設予定地の地権者の方々は20年以上にわたって協力姿勢を維持し続けている。早く方針を出して地元の要望に応じていくとともに、方向性がダム以外の対策案となるとすれば、信頼を裏切らない方策も含めて構築していく必要があると思われる。
- ・当面の間の必要な措置として、治水の安全度が落ちないように速やかに災害復旧に全力を挙げて取り組んでいただきたい。
- ・利水については、現在、豊水水利権により取水している。本来ならば豊水水利権に依存しないで水源を確保することが理想であるが、もしばらくは、引き続き豊水水利権が確保できるよう支援していただきたい。

○平成25年5月9日に開催した検討の場（第4回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

- a) 検証に係る検討の進め方
- b) 事業等の点検について
 - ・意見無し
- c) パブリックコメントで頂いたご意見に対する検討主体の考え方について
- d) 利水参画者等から頂いたご意見について
- e) パブリックコメントを踏まえた治水、新規利水、流水の正常な機能の維持対策案の概略評価について
 - ・意見無し
- f) 治水、新規利水、流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価及び総合評価（案）について並びに総合的な評価（案）について

[大崎市] 伊藤市長

- ・最近、ゲリラ豪雨や爆弾低気圧など、これまでの想定を超える規模の雨量が局地的に、あるいは時間的に集中する異常気象がある中で、東日本大震災もあり、安全度に不安が残るようなものは造りたくない。
- ・完璧でないにしても安全度を高めながら、他の方法も含めてリスク分散をしていくため、まずは計画をして早く実行していく必要がある。
- ・震災で河口の沿岸地域が地盤沈下しており、この下流の安全度の負荷を上流で背負っておく、上流で今まで以上にカットしておくという視点も必要になると思う。
- ・いつ、だれがこの計画を実行するのかということが一番の肝心事である。地域に住んでいる、あるいは地域を預かるものの自治体からすると、これは河川管理者である国が、この経過、計画というものにどう責任を持ってこれを

実行していくのかはっきりすべきだということがある。

- ・ 2つのダムを1つにすることから、技術的にもかなり高度の技術を必要とし、地域を翻弄してきた管理者の責任で早期に実行に移していただきたい。
- ・ これから造る公共事業というものは可能な限り新エネルギーや環境にシフトすべきであり、再生可能エネルギーの付与を具体的な事業計画の中で実現化していただきたい。
- ・ 100年待たされたこの地域の方々からすると、もう議論よりも早く事業着手の段階に入っていただきたい。

[加美町] 猪股町長

- ・ 国として治山という部分、保水力を高めていくということにも取り組んでいただきたい。
- ・ 下流域の渇水対策、利水のためのダム建設であって、そのことに伴う大変な苦勞が上流域の地域に住む方々にはあるということを皆さん理解していただきたい。
- ・ 筒砂子ダムについては、地域が30年待たされて、ダムの建設は始まるもの自分たちが生きている間にダムはできない、この30年間は何だったのだという怒りがあることを理解した上で、対策を講じていただきたい。
- ・ 田川ダムは、20年も待たされて、結局は作りませんということであれば、その地域に住んでいる方々に対してきちんとご説明をされ、今後のことも含めて対応していただきたい。

[美里町] 佐々木町長

- ・ 再生可能エネルギーを高めていくことが国民的議論になっている中で、一つでも多く水力発電を増やすことが国の施策としてあるべきだと思う。今あるものを残しながら、新たな水力発電機能を持たせるダム開発をやってほしい。
- ・ 再生可能エネルギーを増やししながら、新しい宮城県としてのエネルギー政策を真剣に考えていただき、県の企業局も事業者として運営できるような方策を積極的に考えていただきたい。

[涌谷町] 安部町長

- ・ 東日本大震災のときに、漆沢ダムからの配管が相当破損して、飲み水が来るまでの間に相当な期間がかかったため、ダムから飲み水、飲用に使えるような水を直送できるような姿づくりが大事と思う。

[松島町] 大橋町長

- ・ ありません。

[東松島市] 阿部市長（大沼副市長が代理出席）

- ・ これまでの田川ダムの周辺の皆さん方のご努力、また、現計画で整備された用排水系統の部分的な再編への対応が十分なされるのであれば、この結論は

可としたいと思う。今後の方向性を改めて打ち出していただき、地元の方々のご理解を得るような形で進めていただきたい。

[石巻市] 亀山市長（笹野副市長が代理出席）

- ・ 東松島市と同じスタンスである。

[色麻町] 伊藤町長（高橋副町長が代理出席）

- ・ 検討過程の中の遊水地については、土地を実際に購入して、現実的に遊水地化するということはほとんど不可能に近いと思う。ただ、非常によくご検討されたという感想を持った。

[構成員全員]

- ・ 最有力案について、賛成の発言。

g) 意見聴取等の進め方について

- ・ 意見無し

鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約

(名称)

第1条 本会は、「鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下、「検討の場」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体（国土交通省東北地方整備局）による鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

(検討の場)

第3条 検討の場は、別紙－1で構成される。

2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。

3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。

4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。

5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

6 検討の場は、宮城県が設置する「筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」と合同で開催することができる。

(情報公開)

第4条 検討の場は、原則として公開する。

2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

3 その他、公開の方法は別途定める。

(事務局)

第5条 検討の場の事務局は、国土交通省東北地方整備局に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年11月19日から施行する。

【別紙—1】

「鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

宮城県知事

石巻市長

東松島市長

大崎市長

松島町長

色麻町長

加美町長

涌谷町長

美里町長

【検討主体】

東北地方整備局長

(注) 構成員および検討主体については、代理出席を認めるものとする。

筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約

(名称)

第1条 本会は、「筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下、「検討の場」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体（宮城県）による筒砂子ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

(検討の場)

第3条 検討の場は、別紙－1で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。
- 6 検討の場は、国土交通省東北地方整備局が設置する「鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」と合同で開催することができる。

(情報公開)

第4条 検討の場は、原則として公開する。

- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。
- 3 その他、公開の方法は別途定める。

(事務局)

第5条 検討の場の事務局は、宮城県に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年11月19日から施行する。

【別紙－1】

「筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

石巻市長
東松島市長
大崎市長
松島町長
色麻町長
加美町長
涌谷町長
美里町長

【検討主体】

宮城県知事

(注) 構成員および検討主体については、代理出席を認めるものとする。

7.2 パブリックコメント

本検討においては、検討の場における検討を踏まえ、検証要領細目に従い、主要な段階として、複数の治水対策案、利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案の立案を行った段階でパブリックコメントを行い、広く意見の募集を行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおりである。

- (1)意見募集対象 : 「第3回検討の場で立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案」及び「第3回検討の場で示した複数の対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見」
- (2)募集期間 : 平成23年7月28日(木)～平成23年8月26日(金)
- (3)意見の提出方法 : 郵送、FAX、電子メール、閲覧場所の回収箱への投函
- (4)資料の閲覧方法 : 東北地方整備局及び宮城県のホームページの他、以下の場所にて閲覧
- 国土交通省 東北地方整備局
- ・北上川下流河川事務所
- (出張所：大崎出張所、鹿島台出張所、鳴瀬出張所、涌谷出張所)
- ・鳴瀬川総合開発調査事務所
- 宮城県
- ・東部土木事務所（河川砂防第二班）
 - ・北部土木事務所（河川班：大崎合同庁舎 5F）
 - ・大崎地方ダム総合事務所（管理建設第一班）
- 石巻市（建設部河川港湾室）、東松島市（建設課）
- 大崎市（建設課）、松島町（建設課）、色麻町（建設課）
- 加美町（建設課）、涌谷町（建設課）、美里町（建設課）
- 三本木防災ステーション
- (5)意見提出者 : 9（個人6、企業・団体3）のご意見を頂いた。
- (6)パブリックコメントに寄せられたご意見 :
- パブリックコメントに寄せられたご意見については、これらのご意見に対する検討主体の考え方を整理し、本検討の参考とした。

表 7-1 寄せられたご意見と検討主体の考え方

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
I. 検証について		
	<p>・地球温暖化が急速に進んでいる状況なので、検討より行動に移行する時だと思う。</p> <p>・治水対策は、利水対策とリンクする部分が大いいため、相互の関連を十分に検討して進めてほしい。</p> <p>・国営鳴瀬川土地改良事業は完了し既に償還に入っている。検証の結果がかたまり事業実施や完工までには気の遠くなるような年月を要する中で、利水が担保されないまま負担金の支払いだけが続き我々の時代に解決されないのではないかなど危惧しているところである。県や農政局と充分協議の上、早急に方針が確定されることを強く望む。</p> <p>・一昨年以来のかんがい期間中は、高温小雨による河川渇水状況が2～3回発生し、河川維持流量が確保出来ない状況が見られる。早急に検討を終結し、必要水量の確保に向かってほしい。</p> <p>・複数の治水対策案の中で、経済的な案及び具体的な内容がわからない。</p> <p>・国営鳴瀬川土地改良事業の下流部受益者に対し説明の場を設けてほしい。</p>	<p>・今回のダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき検討を行っています。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、目的別の総合評価を行った後、各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を行うこととしています。</p> <p>・検証にかかる検討にあたっては、宮城県及び東北農政局等の関係利水者の意見を聴くこととしております。</p> <p>・過去 10 箇年(平成 15 年～平成 24 年)において、鳴瀬川中流堰下流地点の「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」を下回った年は平成 15 年、平成 16 年、平成 20 年、平成 22 年と 4 年発生しており、平成 24 年においても下流域では、番水制の実施や応急ポンプによる反復利用などによって水不足に対応しましたが、10 アールあたり 2 俵(約 120 kg)の減収となった水田があったほか、ポンプの設置・運転費用などの経済的な負担を強いられるといった渇水の状況でした。</p> <p>・なお、できるだけ早期に対応方針(案)及び対応方針をとりまとめたいと考えています。</p> <p>・複数の治水対策案の検討については、「第 3 回鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」及び「第 3 回筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の「資料-3 複数の治水対策案の概略評価について」において、複数の治水対策案の概略評価の考え方、概略評価による治水対策案の抽出の考え方、治水対策案の概略評価、各治水対策案の概要を記載しております。(ホームページ URL http://www.thr.mlit.go.jp/naruse/entry/index03.html)</p> <p>なお、報告書をはじめ今後の資料作成においては、より分かりやすい資料の作成に努めてまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、複数の治水対策案の概略評価の組み合わせの考え方を追加しました(第 4 回検討の場参考資料 6-1 P 1～9 参照)。</p> <p>・本検証に係る検討にあたっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映することが重要と考えており、検討過程において、関係地方公共団体からなる検討の場の公開やホームページによる情報公開を行い、主要な段階でパブリックコメントを行い広く意見募集を行うとともに、学識経験を有する者及び関係住民等からの意見聴取を実施し、幅広く意見を聴くよう努めることとしています。</p> <p>また、国営鳴瀬川土地改良事業の下流部受益者については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づいて、利水参画予定者である東北農政局に対して、検討主体である東北地方整備局が利水対策案を提示、意見聴取した際、東北農政局が開催した関係土地改良区の意見を聞く場に東北地方整備局、宮城県も同席し、複数の新規利水・流水の正常な機能の維持対策案等について説明を行っています。</p>

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
	<p>II. ダムに対する賛否について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田川ダム、筒砂子ダム建設による治水以外にはない。コスト削減をするダム施工をする方法がベストである。 ・治水対策としては、筒砂子及び田川ダムを計画どおりに建設し、河道掘削により治水の安定が図られる。 ・治水対策において、ダムの建設を外しては到底受け入れられない。 ・ダムから導水路による洪水導入を行うことは、自然破壊となる危険要素をもち現実味がない。また経費が高み維持管理費用も大変となる。 ・安定供給するには、ダム以外にない。 ・筒砂子ダム及び田川ダムが計画どおりに造られることにより農業用水を計画どおりに取水できる権利が与えられ取水できるものと思う。 ・国営鳴瀬川地区完了後も流域の農業用水が不足している現状で、農家にとっては利水対策案1以外考えられない。そのことは、治水対策にも繋がる為。 ・田川ダム、筒砂子ダムを建設し既存のダムとの併用により流水の正常な機能の維持が図られると思う。 ・治水対策上のダムからの利水対策案以外考えられない。 ・利水参加者が計画2ダム以外の代替案を否定している状況を踏まえ多目的ダムとして計画立案された2ダムの実施を検討すべき。 ・新規利水については、田川ダム、筒砂子ダムの2ダムを建設する当初案(利水対策案1)の実現を鳴瀬川地区受益者(事業費負担者)として早期事業効果発現を強く望む。新規利水の事由により、流水の正常な機能の維持も同様に実現されると思う。 ・ダム事業は、国営鳴瀬川土地改良事業と関連し治水・利水の観点から必要であるから国、県、市町と連帯をとり、最善の計画を立て、関係する地域住民や農家の方々へ説明をし理解を求め、進められてきたはずである。国営鳴瀬川土地改良事業は、平成21年度で完了しているので、1日も早く当初計画どおり進めるようにお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしています。同細目において、「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせ検討する(略)1)ダム(略)2)ダムの有効活用(略)」と規定されています。これに基づきダムを含む治水対策案についても検討を行っています。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)2)コスト(略)7)環境への影響(略)」と規定されており、これに基づき検討を行っています。自然破壊については、環境に影響を与える可能性があることから、保全措置が必要と考えます。また、経費については、完成までに要する費用と維持管理に要する費用を見込んでいます。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしています。同細目において、「利水対策としては以下の1)～4)で示すとおりである。利水代替案については、以下の5)～17)を参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせ検討する。1)ダム(略)」と規定されています。これに基づきダムを含む利水対策案についても検討を行っています。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。1)目標(略)㊦段階的にどのように効果が確保されていくのか(略)3)実現性(略)㊧事業期間はどの程度必要か(略)」と規定されており、これに基づき検討を行っています。これにより、事業効果の発現時期については、段階的な効果の発現も含めて効果が発現するまでの期間を評価しています。

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
Ⅲ. 対策案の目標・立案等について		
Ⅲ-1 治水対策案に関するご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・貯水池等の新設による治水対策案は、用地買収や移転家屋に係わる協議等が長期となる。 ・下流地区における堤防の嵩上げ等は当然のこと、貯水池、雨量水田貯留施設や溜池利用の案は、県内の伊豆・長沼の雨量貯水施設の実例からして不可能。 ・農地をダム代わりの施設に一時代行することは、伊豆・長沼の例からして不可能である。 ・水田のダム機能の増嵩は努力目標となり、溜池利用嵩上げは流域面積の大きさや溜池周辺の住宅密集地被災対策それに頻繁に浚渫等の維持管理を要することにより、将来の負担が生ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の 1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略) 3)実現性 4)土地所有者等の協力の見通しはどうか (略)」と規定されており、これに基づき検討を行っています。全ての対策案について、必要な用地取得や土地所有者等との合意形成は未実施で、土地所有者等への説明も現計画を除き行っていません。 なお、ご意見を踏まえ、用地買収や家屋移転に関わる協議等を短縮するため、遊水地の規模を縮小した案について、複数の治水対策案の一つとして追加して検討します(第4回検討の場 資料5参照)。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の 1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせる検討する(略) 3)遊水地(調節池)等(略) 7)堤防のかさ上げ(略) 23)水田等の保全(略)」と規定されています。これに基づき治水対策案についても検討を行っています。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の 1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略) 2)コスト(略) 4)維持管理に要する費用はどのくらいか(略)」と規定されており、これに基づき、流域を中心とした治水対策を含む治水対策案については、「洪水後に堆積土砂等を撤去する費用が必要になる可能性がある。」と評価しています。

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
<p>III-2 利水対策案に関するご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施可能な案を提言すべき。 ・コスト優先順位による検討は、抽出方法として適切であり、対外的にはコストと実現性は妥当かが問われるので評価できる。 ・末端の基盤整備が完了している中、かんがい用水の確保は急務であり、費用対効果等の経済的評価も重要であるが、工期も勘案し早期の事業効果の発現が最重要と思われる。 ・ニツ石揚水機は、田川ダム完成までの暫定施設であるが、田川ダム掛かりからニツ石ダム湖内からの直接取水とする施設とすべきである。 <p>・この夏においても、ダムの必要性が明白になっているが、利水専用ダムは農家負担が伴い、既に管理負担をしているので、これ以上は現在の農業情勢からして負担増は求められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム建設と同量の水源確保ができるのならば、どの案でも可。 ・利水対策としての溜池の嵩上げ、調整池を施工しても流域等からして、必要とする揚水量の貯水確保に時間を要する。 <p>・ニツ石ダムを嵩上げしても、鳴瀬川上流区域の渇水時の利水補給の用水対策は短期間。漆沢ダムのみでは恩恵がない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。1)目標(略)ロ)段階的にどのように効果が確保されていくのか(略)ハ)どの範囲でどのような効果が確保されていくのか(略)2)コスト(略)3)実現性(略)ホ)事業期間はどの程度必要か(略)」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・これにより、事業効果の発現時期については、段階的な効果の発現も含めて効果が発現するまでの期間を評価しています。 ・また、現計画のダム補給区域について、それぞれの対策案において、補給区域の見直しや導水路の新設により、必要な水量を取水することが可能となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水対策としては以下の1)～4)で示すとおりである。利水代替案については、以下の5)～17)を参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる検討する。(略)」と規定されており、これに基づき対策案の検討を行っています。また、同細目において、「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)2)実現性(略)ロ)関係する河川使用者の同意の見通しはどうか(略)」と規定されており、これに基づき検討を行っています。現時点では関係する河川使用者への説明は現計画を除き行っていませんが、全ての対策案について、事業の実施にあたっては、関係河川使用者の同意が必要と考えております。 <ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針(案)及び対応方針を決定することとしています。貯水確保については、3～4月の水量が豊富な期間において可能であると想定し、検討しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、幅広い方策を組み合わせる利水対策案を検討する際に、ダム再開発(かさ上げ・掘削)を含む利水対策案についても検討を行っています。なお、ニツ石ダムのかさ上げについては、新たな地すべりの発生が想定されるため、技術的に困難と考えます。

7.3 意見聴取

「鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討及び筒砂子ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成した段階で、学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施した。

また、これらを踏まえ「鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討及び筒砂子ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長及び関係利水者からの意見聴取を実施した。

7.3.1 学識経験を有する者からの意見聴取

(1) 意見聴取対象 : 「鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討及び筒砂子ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

(2) 意見聴取日 : 平成 25 年 6 月 3 日(月)

※なお、欠席の風間聡氏、高崎みつる氏は別途意見を頂いた。

(3) 意見聴取を実施した学識経験を有する者 : 表 7-2 のとおり

表 7-2 学識経験を有する者

氏名	役職等
阿部 秀保	東松島市長
伊藤 康志	大崎市長
猪股 洋文	加美町長
梅田 信	東北大学大学院 工学研究科 准教授
風間 聡	東北大学大学院 工学研究科 教授
加藤 徹	宮城大学食産業学部 環境システム学科 教授
河野 達仁	東北大学大学院 情報学科研究科 教授
佐々木 豊	中間温帯植物研究所
高崎 みつる	石巻専修大学理工学部 生物生産工学科 教授
高取 知男	仙台市科学館元副館長
田中 仁	東北大学大学院 工学研究科 教授

(4) 学識経験を有する者からのご意見

学識経験を有する者から頂いた主なご意見と検討主体の考え方について表 7-3 から表 7-4 に示す。

7.3.2 関係住民からの意見聴取

(1) 関係住民からの意見聴取

鳴瀬川総合開発事業及び筒砂子ダム建設事業の検証においては、検証要領細目に定められている「関係住民からの意見聴取」を下記により実施した。

1) 意見聴取対象：「鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討及び筒砂子ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

2) 意見聴取期間：平成 25 年 5 月 27 日(月)～平成 25 年 5 月 29 日(水)

3) 意見聴取会場：以下の 3 会場で実施

加美町会場(中新田公民館)

大崎市会場(大崎合同庁舎)

美里町会場(農村環境改善センター)

4) 意見発表者：1 名からのご意見を頂いた。

意見発表者の地域別、世代別、性別を以下示す。

地域	人数	年代	人数	性別	人数
加美町	1	60 歳以上	1	男性	1

5) 意見発表者からのご意見

関係住民から頂いた主なご意見と検討主体の考え方について表 7-5 に示す。

表 7-5 関係住民からのご意見と検討主体の考え方

意見発表者からのご意見	検討主体の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 田川ダムと筒砂子ダムがあってこの地の治水、利水が成り立つのではないかと考えている。 今回の検証をするにあたり、地権者のことを考えた検証なのか疑問で、全く無視されている様にしか思えてならない。ダムが建設されるとして予定地などの立ち退きなどある中で、それでも建設に協力してきたこと 20 年間はなんだったのか。ダムができるということで、施設などもずっと手つかずの状態にある。道路や施設などが整備されるということで不便な場所でも我慢して生活してきた。水没予定地に家があった人は他に土地を求めて引っ越しされた人もいる。人生を狂わされてきたというのが正直な気持ち。今までの 20 年という無駄になってしまった時間を返して欲しいという気持ちで一杯。 もし、このまま中止が決定するのならば、地権者に対して納得できるような補償と地域に対する振興対策をして頂きたい。 田川ダム建設にかかった事業費も無駄になったことも忘れてはならない。 	<p>今回の検証対象ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対してダム事業の検証に係る検討を行うよう指示（宮城県においては要請）されることにも、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「検証要領細目」という。）」が通知され、これらに基づき、予断を待たずに検討を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応方針の決定ののち、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、地域住民の理解が得られるよう努めてまいります。 「検証要領細目」により、検証対象ダム事業等の点検を行うこととなり、これまでに要した費用も踏まえた総事業費及び工期の点検に関する検討を行っています。 なお、これまで鳴瀬川総合開発事業において進められてきた水文観測調査等で得られたデータは、貴重な基礎データとして引き続き活用してまいります。

(2) 電子メール等を活用した意見聴取

「鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討及び筒砂子ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、今後の検討の参考とするため、広く意見の聴取を行った。意見聴取の概要及び意見聴取結果は以下のとおりである。

- 1) 意見聴取対象 : 「鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討及び筒砂子ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
- 2) 意見聴取期間 : 平成 25 年 5 月 15 日(水)～平成 25 年 6 月 13 日(木)
- 3) 意見の提出方法 : 郵送、FAX、電子メール、回収箱への投函
- 4) 資料の閲覧方法 : 東北地方整備局及び宮城県のホームページの他、以下の場所にて閲覧
- 国土交通省 東北地方整備局
- ・北上川下流河川事務所
- (出張所：大崎出張所、鹿島台出張所、鳴瀬出張所、涌谷出張所)
- ・鳴瀬川総合開発調査事務所
- 宮城県
- ・東部土木事務所（河川砂防第二班）
 - ・北部土木事務所（河川班：大崎合同庁舎 5F）
 - ・大崎地方ダム総合事務所（管理建設第一班）
- 石巻市（建設部河川港湾室）、東松島市（建設課）
- 大崎市（建設課）、松島町（建設課）、色麻町（建設課）
- 加美町（建設課）、涌谷町（建設課）、美里町（建設課）
- 5) 意見提出者 : 18(個人 14、団体 4)のご意見を頂いた。

意見提出者の地域別、世代別、性別を以下に示す。

地域	提出者	年代	提出者	性別	提出者
加美町	5	20 歳代	1	男性	8
大崎市	3	30 歳代	1	女性	2
美里町	2	40 歳代	1	団体	4
不明	8	50 歳代	2	不明	4
合計	18	60 歳以上	5	合計	18
		団体	4		
		不明	4		
		合計	18		

- 6) 意見提出者のご意見: 電子メール等でいただいたご意見の要旨とそれらのご意見に対する検討主体の考え方を表 7-6 から表 7-8 に示す。

表 7-6 電子メール等でいただいたご意見と検討主体の考え方(1)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
I. 検証の進め方等について		
	<p>・今回のダム建設の検証と議論をしようとするところ、いざ建設するに当たっては、この案を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して「ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示（宮城県においては要請）される」とともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検証要領細目」と再評価実施要領細目（以下「検証要領細目」という。）が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・「検証要領細目」により、「（略）河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、（略）河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されており、2つの検証対象ダムを整備する現計画案と同等の目的を満足できる治水、利水、流水の正常な機能の維持の各対策案を立案し評価しています。</p> <p>・今後、事業の実施にあたり、事業内容等については具体的なイメージがわかるように記載するなど、各種の情報提供を丁寧に行うよう努めてまいります。</p>	
II. ダムに対する賛否に関するご意見		
	<p>・最有力案として示された筒砂子ダムの規模拡大と既存の漆沢ダムを中止する案に賛成する。</p> <p>・十分な利水対策ができるのであれば、今回の案に基づき筒砂子ダムの早期着工・早期完成を望む。</p> <p>・安全安心な生活確保のため、ダム建設は地域住民の生活を安定的に守り洪水調整・流水の一定水量の維持、灌漑用水の確保を図る上でダム建設は必要不可欠なものである。</p> <p>・関係住民をはじめ先人からの永年の悲願である。一日も早いダム建設着手を、強く望む。</p> <p>・利水・治水の方向付けが見えたことは一定の評価はする。</p> <p>・筒砂子ダム等を水源とした河川整備計画のもとに、大崎地域国営事業（S62-H22・1市5町 20,000ha）は25年の歳月を経て完工し、既に償還に入っている。絵に画いた“モチ”に対して我々は負担をしている。利水が担保されない状況である。今、現在干天続きで水不足は死活問題であり、筒砂子ダムの早期着工を望んでやまない。</p> <p>・法定水利権はなく、水利実証水利権として鳴瀬川下流頭首工から取水しているもので、1日も早くダムが完成して国営事業で計画した用水量が確保できるようにお願いする。</p> <p>・筒砂子ダムは着手が1984年なのにもかかわらず、竣工が2033年というのは、長か過ぎている。</p> <p>・田川ダムの中止により、現計画の受益者および関係者に不利益が生じないよう、十分ご配慮いただきたい。</p> <p>・ダム建設を強く切望する。再考を！</p>	<p>・今回の検証対象ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対してダム事業の検証に係る検討を行うよう指示（宮城県においては要請）される」とともに、検討の手順や手法を定めた「検証要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を待たずに検討を行っています。</p> <p>・検証対象ダムのこれまでの経緯を踏まえ、できるだけ速やかに東北地方整備局は対応方針（案）、宮城県は対応方針をとりまとめてまいります。</p> <p>・対応方針の決定ののち、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、地域住民の理解が得られるよう努めてまいります。</p>

7.3.3 関係地方公共団体の長からの意見聴取

「鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討及び筒砂子ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施した。頂いた意見を以下に示す。

表 7-9 意見聴取先一覧

	宮城県 知事	東北 農政局長	大崎市 市長	東松島 市長	加美町 長	美里町 長	石巻市 市長	色麻町 市長	涌谷町 市長	松島町 市長	宮城県 公営企 業管 理者	東北電力 株 東支 店長
東北地方 整備局 長	◎ 関係地方 公共団 体の長											
宮城県 知事			○★	○★	○★	○★	○★	○★	○★	○★		
連 名	◎★ かんがい	◎★ かんがい								◎★ 漆沢(水)	◎★ 漆沢(工)	◎★ 漆沢(電)

注1) 東北地方整備局長は、河川法第16条の2に準じて、鳴瀬川総合開発事業について宮城県知事の意見を聴く。

注2) 知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。(河川法施行令第10条の4)

注3) 宮城県知事は筒砂子ダム建設事業の検討主体として、関係市町村長の意見を聴く。

注4) 関係利水者には合同で検討したことを踏まえ、東北地方整備局長、宮城県知事の連名で意見聴取を実施。

注5) 関係利水者のうち、既設漆沢ダムに関連する松島町、宮城県企業局、東北電力株については、3つの目的を満足できる統合案において漆沢ダムの改良が伴うことから意見聴取を実施。

◎鳴総

○鳴総(知事経由)

★筒砂子

(1) 鳴瀬川総合開発事業

【宮城県知事】

平成25年6月28日付け国東整企画第50号、国東整河計第30号で依頼のありましたこのことについては、異議ありません。

なお、事業に当たっては、鳴瀬川流域沿川の自治体の意見を踏まえ、一日も早く対応方針を決定し、早期の事業完了を望みます。

(2) 筒砂子ダム建設事業

【大崎市長】

鳴瀬川流域は、穀倉地帯が広がり東北有数の農業地帯であるとともに、宮城県北地域の産業・経済の基盤となっている地域です。しかし一方で、水源地域の標高が低く山懐が浅いため水源の確保や干ばつに悩まれ、今なお番水制を強いられている状況であり、かつ下流部に広がる後背湿地は大雨の際に氾濫し地域住民の生活を脅かしています。また、東日本大震災により、下流域では160箇所以上の堤防が被災し河口部は地盤沈下等で、治水安全度が低下しております。このため、鳴瀬川流域の災害に強い地域づくりのため、治水安全度の向上が必要であります。

国や県により「国営かんがい排水事業」「鳴瀬川総合開発事業」「筒砂子ダム建設事業」を連携して計画されておりますが、国営かんがい排水事業が平成21年度に完了し、取水施設や幹線用水路が完成したものの水源施設である「田川ダム」「筒砂子ダム」は未だに未着工の状況で、現在は、鳴瀬川の水量が豊富なときに限り増量取水することが許可され、水不足が顕在化する夏季においては不安定な取水を余

儀なくされています。それにもかかわらず国営かんがい排水事業完了に伴う地元負担金償還が始まり「負担金は払えども水の不安は解消されず」の状態となり、地元の不満は大変に高まっています。

これらを踏まえ宮城県では「筒砂子ダム建設事業の対応方針（原案）案」において、筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダム（既設）との容量再編により田川ダムを中止する案がもっとも有利な案として示されたところであり、今後は、災害に強い地域づくりのために、鳴瀬川流域の総合的な洪水防御が必要であり、安全と安心な暮らしのため、一日も早いダム建設が、早期に、確実に推進されますよう、次の事項について特記します。

記

1. 国と宮城県は報告書（原案）案に基づき、下流域の安全と流域の利水の安定のため、早期の国によるダム事業の確実な実現を図ること。
2. 再生可能エネルギーの供給について、多目的な機能を持つダムの利活用を図ること。
3. 報告書（原案）案のとおりダム事業を推進する場合は、地元への振興対策と地権者への生活再建の十分な対策を図ること。

【東松島市長】

検討報告書（原案）案に賛同し、意見等ありません。

【加美町長】

今回の報告書（原案）案については、やむを得ないと思うと同時にここに至るまでの経緯や、これまで全面的に協力してきた田川ダム建設予定地の住民の気持ちを感じる、両手をあげて歓迎するという気持ちにはなれません。

特に鳴瀬川総合開発事業（田川ダム）は、昭和51年に予備調査に着手し、平成4年度実施計画調査（第1ダム、第2ダム）に着手、平成10年度、12年度、17年度には事業再評価を実施しています。また、平成19年度には田川ダムと洪水導水路に変更し鳴瀬川水系河川整備計画を策定し、平成22年度には事業再評価を行い現在の計画に至っているところであり、ダム建設予定地加美町といたしてもこの計画が妥当なものだと判断し町合併前の宮崎町、小野田町、中新田町時代から事業の重要性を理解し、事業推進に全面的に協力してきたところです。

地権者の集落では平成4年に「田川ダム建設対策協議会」を設立し、会の目的に「協議会は国土交通省が施行する田川ダム建設にあたり、寒風沢地区住民等の生活基盤の安定向上や環境改善、更には水源地域としての地域振興のために、起業者等との相互理解と融和を図り、健全なダム建設の推進に寄与することを目的とする。」と掲げ、国の指導を頂きながら先進地視察、生活相談会を開催していただいたとこ

ろです。

5月27日開催された鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討に対する意見聴取会では、田川ダム建設予定地区の代表が「受益地域の皆さんのためにダム建設に協力しようとしてここまでやってきた。今回の中止を聞いて裏切られた、怒りを感じる。調査の結果、中止になりましたでは納得いきません。私たち地権者に納得できるような補償と地域に対する振興策をきちんと示していただきたい。20年以上も待ち続けた私たちの苦労を少しでもわかっていただきたい。」等の意見が出されたように、地域住民は国の無責任な対応に強い怒りを感じています。

町としては、地域住民の意見や要望、思いを関係機関にお伝えし、その要望に応じていただけるよう強く働きかけてまいりたいと考えています。

以上のことから、地元の事情をご賢察の上、是非ダム中止に伴う地元地域への補償対策、振興対策等を講じていただきますようお願い申し上げます。

【美里町長】

- 1、国と宮城県は対応方針（原案）案に基づき、下流域の安全と流域の利水の安定を早期に確保するため、国によるダム事業の確実な実現を図ること。
- 2、再生可能エネルギーの供給について、多目的な機能を持つダムの利活用を図ること。
- 3、対応方針（原案）案のとおりダム事業を推進する場合は、地元への振興対策と地権者への生活再建の十分な対策を図ること。

【石巻市長】

平成25年6月28日付け河第201号で依頼のありました標記の件につきましては、意見はありません。

【色麻町長】

鳴瀬川流域は有数の農業地帯であり、産業経済の基盤であるが、干ばつなどにより水不足に悩まされ、大雨時は河川が短時間に増水氾濫し、地域住民を脅かしております。

又、東日本大震災による被害により、益々安全・安心して生活する上で以前にも増して不安を感じている現状であります。

このことから、早期に国によるダム建設の実現に向けて行動すること。再生エネルギー供給について多目的な機能を持つダムの利活用を図ること。これまでのダム建設の事業の推進においては、長期にわたって翻弄されてきた地元自治体、関係地権者へは、配慮をもって対応し、十分な対策を講じること。

以上のことについて、要望致します。

【涌谷町長】

洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持の3つの目的に対して詳細な検討を行ったと思う。「3つの目的を満足できる統合案」の評価結果は妥当であり、今後速やかに事業の促進を図っていただきたい。事業の検証が始まるまで、時間がかかり検証が終わってから着手までさらに時間がかかるのでは、妥当な計画であっても地域から事業に対しての理解は得られない。今回の検証は、現時点の社会情勢や技術レベルでの話であり時代が変われば検証結果も変わってくる。早く事業効果が出るよう、もっとスピード感を持って事業を推進すべきである。

また、事業の推進には地域住民や関係機関の理解と協力が不可欠であり、事業の全体像がみえる事業計画説明と丁寧な対応を行うべきである。

ダム等の整備は明確なビジョンとその裏付けが必要であり、実施には多額の事業費と時間も必要となる。事業の早期実現を図るためにも、国・県・地域が一体となり、直轄事業として進めるべきと考える。

【松島町長】

報告書（原案）案の通り、早期実現を要望いたします。

7.3.4 関係利水者からの意見聴取

「鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討及び筒砂子ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する関係利水者からの意見聴取を実施した。頂いた意見を以下に示す。

【宮城県知事（土地改良財産予定管理者）（かんがい）】

当地域は、農業用水の不足を解消するため田川ダム、筒砂子ダムを国営鳴瀬川農業水利事業の水源と見込み、地域の合意形成に基づき同事業並びに附帯県営事業等を実施し、必要な施設設備を完成していることから、地域の農業利水者は必要水量の安定的な確保を強く待ち望んでおり、水資源開発事業の早期完成を強く要請されている。このようなことから、報告書（原案）案について、農業利水者の立場から以下の意見を記す。

1. 「4.4 新規利水の観点からの検討」に対する意見

- (1) 今回のダム事業の検証結果である「田川ダム中止、筒砂子ダムの規模拡大と既設漆沢ダムの容量再編」は、国営鳴瀬川農業水利事業で必要とする農業用水が確保されており、事業地区内の用水計画への支障がないと判断されることから、了解する。

- (2) 施設の建設及び管理に係る経済的負担は、農業利水者にとって重大な関心事項であり、特に受益農家に追加的な負担を求めることは現実的に極めて困難な状況であることから、新たな負担が農業利水者側に発生しないよう十分な配慮をお願いする。
- (3) 検証の結果生じる用水計画の見直し及びそれに伴う補償施設の手当は、全て事業主体が責任をもって対処をお願いする。また、安定水利権の取得に向けて、筒砂子ダムが完成するまで暫定水利権の取得について、現行の実証調査用水水利権から早期に転換できるようお願いする。
- (4) 地域の農業利水者は、国営鳴瀬川農業水利事業で造成済の用水施設を管理しているが、計画通りの水源が確保されていないため十分な取水が行えず反復利用等を強いられていることから、安定水源となる筒砂子ダムの早期着工を強く要請する。
2. 「4.5 流水の正常な機能の維持の観点からの検討」に対する意見
- 流水の正常な機能維持については、既得水利権に支障を及ぼさないように、河川管理者が必要量を責任を持って手当てするよう要望する。
- なお、関係土地改良区における新規利水についての意見及び要望は切実かつ多様であり、今後も農業利水者に対する丁寧な説明と意見の尊重をお願いする。

3. その他

農業利水者負担については、平成元年10月に関係1市12町の首長より「筒砂子ダム特定かんがい用水の確保についての要望書(参加同意書)」の提出を受け、平成元年12月に河川管理者としての宮城県知事と土地改良財産予定管理者としての宮城県知事との間で、「筒砂子ダム建設工事に関する基本協定書」が締結(平成15年3月一部変更)され、特定多目的ダム法を準用して利水者負担分(変更前3.7%、変更後0.8%)を県土木部が予算措置して建設を進めることにしていることから、事業主体が引続きこの協定を遵守して事業を進めることを要望する。

【東北農政局(かんがい)】

1. 新規利水対策案に対する意見

- (1) 当地域は、慢性的な農業用水の不足を解消するため、鳴瀬川総合開発事業で建設される田川ダム並びに筒砂子ダム建設事業による水源開発を見込んだ上で、既に地元の合意形成に基づいた国営鳴瀬川農業水利事業及びその付帯関連事業を実施し、必要な施設整備を完成させている。

今回の検証により、水源として見込んでいた田川ダムが廃止されることに

なったが、筒砂子ダム規模拡大案により国営鳴瀬川農業水利事業で必要とする農業用水が確保されており、事業地区内の用水計画への支障はないことから、ダム事業の検証結果については、やむを得ないものと判断する。

- (2) ただし、筒砂子ダム規模拡大案に伴う施設の建設及び管理に係る新たな負担が利水者側に発生しないよう十分配慮するとともに、田川ダムの廃止によって生じる用水計画の見直し及びそれに伴う補償施設の手当は事業主体が責任をもって対処するとともに、水利権の変更協議については、支障が生じないよう対処すること。

また、安定水利権の取得に向け、筒砂子ダムが完成するまでの暫定水利権については、早期に取得できるよう配慮すること。

- (3) 現在、国営鳴瀬川農業水利事業で造成した用水施設については、関係土地改良区等が施設管理を行っているが、地域の利水者は十分な取水が行えず回復利用等を強いられていることから、安定水源の早期確保を待ち望んでいる。

こうした当地域の実情を踏まえ、国営鳴瀬川農業水利事業の用水計画に必要な水源の確保を図るため、一刻も早い事業着工と早期完成を強く要請する。

2. 流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

田川ダムの廃止及び漆沢ダムの治水専用化に伴う筒砂子ダムからの正常流量の補給にあたっては、既得水利権に支障を及ぼさないように、河川管理者が必要量を責任を持って手当てすること。

なお、関係土地改良区に新規利水の検討内容を説明した際に聴取した意見及び要望は、添付のとおり切実かつ多様であり、今後も利水者に対する丁寧な説明と意見の尊重をお願いする。

(添付資料) 地元土地改良区の意見及び要望

- 建設中止となる田川ダム及び規模拡大を検討している筒砂子ダムの両地域ともに周辺地域振興、地権者対策について十分に配慮すること。
- 田川ダムの中止により、現計画の田川ダム及び二ツ石ダムの用水受益が不利益とならないよう配慮すること。
- 二ツ石ダムから田川への利水導水を素案で明記しているが、工事着手及び供用時期を明示してもらいたい。また、導水路計画を早急に調査・検討し、早期に施工してもらいたい。
- 導水路の設置に関し、長沼堰堤に取水口を設置するよう要望する。また、長沼沢からの水源を確保するための長沼隧道の整備を要望する。
- 鳴瀬川水系は当初4ダムでの運用を基本計画としていたはずであり、田川ダムの振り替えが筒砂子ダムの増量であるならば利水上は良いが、田川沿岸が洪水の脅威にさらされるため、田川は治水計画上問題はないのか。
- ダムは、かんがい用水の確保はもとより洪水調整・流水の一定水量の維持による地域住民の安全安心な生活を確保するためにも必要不可欠なものであり、1日も早いダム建設の着手を強く望む。
- 今後、事業の実現に向けて難題山積とは思いますが、早期に事業が完成し、安定した治水と利水が実現することを念願している。
- 今回、最有力案として示された筒砂子ダムの規模拡大と既存の漆沢ダムの容量再編により、田川ダムを中止する案に賛成する。
- 鳴瀬川下流頭首工からの取水については未だに安定水利権ではなく、水利用実証調査用水として豊水水利権で取水を行っているため、早期に安定水利権による取水が確保されるよう要望する。
- 筒砂子ダムの早期着工・完成のため国が事業主体となって事業を進めてもらいたい。

【松島町（漆沢ダム 水道用水）】

松島町水道事業において、二子屋浄水場で鳴瀬川から取水しており、重要な水源となっていることから、安定した水利用の継続と水質の保全に万全を期されたい。

【宮城県公営企業管理者（漆沢ダム 工業用水）】

1. 宮城県企業局が有する水利権について、現状の「水量」及び「水質」が十分確保できる計画を検討されたい。
2. 筒砂子ダム建設又は既設漆沢ダムの治水・利水容量の見直しに伴う改築が必要となっても、建設負担金について宮城県企業局が支払うことなく、また、ダム管理負担金について宮城県企業局が支払う金額が漆沢ダム管理負担金の現

行水準を超えることの無い計画を検討されたい。

【東北電力（株）（漆沢ダム 発電）】

1. 水力発電は再生可能な純国産エネルギーであり、CO₂対策など環境負荷の点でも優れたエネルギー源であると考えており、当社はこれまでも東北に広く賦存する自然エネルギーとして水力発電所の建設を推進してきました。

したがって、当社といたしましては、極力、既存（漆沢、門沢）発電所に影響のないダム計画の立案を希望いたします。

2. 今回、報告書（原案）案を確認したところ、既存（漆沢、門沢）発電所に対する影響があるものと思われますので、計画等が確定される前に、既存（漆沢、門沢）発電所の設備および運用に及ぼす影響の詳細等について、補償措置等も含め協議させていただきたくお願いいたします。

7.3.5 事業評価監視委員会等からの意見聴取

「鳴瀬川総合開発事業」については、東北地方整備局事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果について記述する予定。

又、「筒砂子ダム建設事業」については、宮城県行政評価委員会からの意見聴取を実施し、その結果について記述する予定。